

の罰金に処する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

10 この条例の施行の際現に特定動物を飼養している者は、施行日から起算して三月間又は、飼養許可を受けないで当該特定動物を飼養することができる。その者が当該期間内に当該許可の申請をした場合において、当該申請に係る許可又は不許可の処分がなされるまでの間も、また同様とする。

11 施行日において現に旧条例第四條第一項の規定により抑留されている犬は、第三十三條第一項の規定により收容されたものとみなす。

12 施行日前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相対規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

13 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

14 奈良県事務処理の特例に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十一の項事務の欄中1から7までを削り、8を1とし、9を2とし、同表中十五の項を削り、十六の項を十五の項とし、十七の項から二十二の項までを十六の項から二十一の項までとし、同表に次のように加える。

二十二 奈良県動物の愛護及び管理に関する条例(平成 年 奈良市

月奈良県条例第 号。以下この項において「条例」と

いう。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

1 条例第八條第一項の規定による登録

2 条例第九條第一項(条例第十一條第三項において準用する場合を含む。)の規定による動物取扱業登録簿への登録

3 条例第九條第二項(条例第十一條第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知及び動物取扱業登録証の交付

4 条例第十條第一項(条例第十一條第三項において準用する場合を含む。)の規定による登録の拒否

5 条例第十條第二項(条例第十一條第三項及び第十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知

6 条例第十一條第一項本文の規定による登録

7 条例第十一條第四項の規定による届出の受理

8 条例第十一條第五項の規定による動物取扱業登録簿への登録及び動物取扱業登録証の交付

9 条例第十二條の規定による届出及び返納の受理

10 条例第十三條第二項の規定による動物取扱業登録証の再交付

11 条例第十四條(条例第十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による返納の受理

12 条例第十五條の規定による登録の抹消

13 条例第十七條第一項の規定による登録の取消し

14 条例第十九條第一項の規定による勧告

15 条例第十九條第二項の規定による命令

16 条例第二十條第一項の規定による報告の徴収又は立入調査若しくは質問

17 条例第二十一條第一項の規定による許可

18 条例第二十一條第四項後段の規定による届出の受理

19 条例第二十二條(条例第二十五條第三項において準用する場合を含む。)の規定による標識の交付

- 20 条例第二十四条(条例第二十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加
- 21 条例第二十五条第一項本文の規定による許可
- 22 条例第二十五条第四項の規定による届出の受理
- 23 条例第二十五条第五項の規定による届出の受理
- 24 条例第二十六条の規定による届出の受理
- 25 条例第二十七条第二項の規定による標識の再交付
- 26 条例第二十八条の規定による返納の受理
- 27 条例第三十条の規定による許可の取消し
- 28 条例第三十三条第一項の規定による収容
- 29 条例第三十四条第一項の規定による通知及び公示
- 30 条例第三十四条第三項本文の規定による処分
- 31 条例第三十五条の規定による措置を講ずるよう努めること(同条第三号に掲げる場合に限る。)
- 32 条例第三十六条本文の規定による譲渡(同条第三号に掲げる動物に係るものに限る。)
- 33 条例第三十七条第一項の規定による処分及び周知
- 34 条例第三十九条第一項の規定による届出の受理
- 35 条例第三十九条第二項の規定による届出の受理
- 36 条例第四十条第一項の規定による命令
- 37 条例第四十条第二項の規定による命令
- 38 条例第四十条第三項の規定による命令
- 39 条例第四十一条第一項の規定による報告の徴収又は立入調査若しくは質問
- 40 条例附則第四項の規定による届出書の受理

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例をここに公布する。

平成十六年十二月十六日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第十九号

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。)第三十三条第四項及び第三十四条第八号の三並びに都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号。以下「政令」という。)第三十一条ただし書の規定により、市街化調整区域に係る開発許可の基準に關し必要な事項を定めるものとする。

(法第三十三条第四項に規定する敷地面積の最低限度に関する制限)

第二条 法第三十三条第四項に規定する開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に關する制限は、法第三十四条第八号の三に掲げる開発行為を行う場合にあつては、当該敷地面積が二百平方メートル以上であることとする。

(法第三十四条第八号の三に規定する条例で指定する土地の区域)

第三条 法第三十四条第八号の三に規定する条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当すると認められる土地の区域のうち、市町村長の申出に基づき知事が指定するものとする。

一 建築物の敷地相互間の距離が原則として五十メートル以内でおおむね五十以上の建築物(市街化区域内に存する建築物を含む場合にあつては、そのうち、おおむね二十五以上が市街化調整区域内に存するものに限る。)が連たんしている区域(当該区域と一体的な利用に供されることが適当な土地の区域を含む。)であること。

二 建築物の敷地が相当程度集積していること。

三 区域内の主要な道路が、規則で定める幅員で適当に配置され、かつ、当該区域外の規則で定める幅員の道路に接続していること。

四 排水路その他の排水施設が、区域内の下水を有効に排出するよう適当に配置され

ていること。

五 原則として、政令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるものを含まないこと。

2 市町村長は、前項の申出をしようとするときは、規則で定める事項を記載した申出書に、規則で定める書類を添付して知事に提出するものとする。

3 知事は、第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、必要に応じ、奈良県開発審査会の意見を聴くものとする。

4 知事は、指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該区域を公示するものとする。

5 前各項の規定は、指定の変更又は廃止について準用する。
（法第三十四条第八号の三に規定する条例で定める予定建築物等の用途）

第四条 法第三十四条第八号の三に規定する開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として条例で定める予定建築物等の用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）別表第二（イ）項第一号に掲げる建築物（一戸建てのものに限る。）で地階を除く階数が三以下のもの用途
- 二 建築基準法別表第二（イ）項第二号に掲げる建築物（一戸建てのものに限る。）で地階を除く階数が三以下のもの用途
- 三 前二号に掲げるもののほか、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないとして規則で定める建築物で地階を除く階数が二以下のものうち、市町村長の申出に基づき知事が指定する建築物の用途

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項第三号の規定による指定について準用する。

（政令第三十一条ただし書に規定する条例で定める開発区域の面積）

第五条 政令第三十一条ただし書に規定する条例で定める開発区域の面積は、次の表の上欄に掲げる区域内において行われる開発行為であって、その目的又は種別が同表の

下欄に該当するもの限り、五ヘクタールとする。

区 域	開発行為の目的又は種別
一 大和都市計画区域（奈良市の区域を除く。）及び吉野三町都市計画区域	工場、研究所、大学等の建築の用に供する開発行為で、産業の振興、学術文化の向上その他都市機能の維持又は増進に著しく資すると認められるもの
二 大和都市計画区域（五條市、御所市、大宇陀町、菟田野町、榛原町及び高取町の区域に限る。）及び吉野三町都市計画区域	住宅の建築の用に供する開発行為で、定の促進、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく資すると認められるもの

（その他）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

（都市計画法施行令第三十一条ただし書の規定による開発区域の面積を定める条例の廃止）

2 都市計画法施行令第三十一条ただし書の規定による開発区域の面積を定める条例（平成十五年三月奈良県条例第四十七号）は、廃止する。

（奈良県開発審査会条例の一部改正）

3 奈良県開発審査会条例（昭和四十四年十二月奈良県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第二条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(所掌事務)

第二条 審査会は、都市計画法第七十八条第一項に定める事項を行うほか、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例(平成 年 月奈良県条例第 号。以下「開発許可基準条例」という。)第三条第一項の規定による指定並びに同条第五項の指定の変更及び廃止
- 二 開発許可基準条例第四条第一項第三号の規定による指定並びに同条第二項において準用する開発許可基準条例第三条第五項の指定の変更及び廃止
- 三 前二号に掲げるもののほか、開発行為等の規制についての重要事項に関すること。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円(共に送料、消費税別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一一〇(代)

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七七(代)



本誌は再生紙を使用しています。